石運輸
第2116号
23.9.15
北陸信越運輸局

石運整
第451号
23.9.15
北陸信越運輸局

北信交貨第１７０号
北信交監第１０８号
北信技管第４６号
北信技整第１２９号
北信技保第３６号
平成２３年９月１３日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局自動車交通部長
北陸信越運輸局自動車技術安全部長

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について

標記について、自動車局安全政策課長、自動車情報課長、貨物課長、整備課長より別添（平成２３年９月１３日付け国自安第１９号、国自情第４１号、国自貨第２１号、国自整第４６号）のとおり通達があったので了知されるとともに、事務処理に遺漏のないよう取り計らい願います。

交貨
第837号
23.9.13
北陸信越運輸局

国自安第１９号
国自情第４１号
国自貨第２１号
国自整第４６号
平成２３年９月１３日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について

東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）第1条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

１．貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、配車元営業所に配置する車両等を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示中「一の運行」の適用において当該被災地拠点を運転者の所属する営業所とみなす。

なお、配車元営業所を出発してから同営業所へ帰着するまでの期間が 144 時間を超えない場合はこの限りでない。

２．輸送の安全確保及び事業の適正遂行のため、前項のみなし規定（以下「特例措置」という。）の適用を受ける場合、被災地拠点は、次の各号をいずれも満たすこと。

（１）勤務を終了した運転者が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。

（２）事業活動を行う車両（以下「配車車両」という。）を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。

（３）３．（２）による点呼が確実に履行される体制を整備すること。

３．特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。

（１）配車車両に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元営業所が負うこと。

（２）配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施すること。

（ア）　被災地拠点に配置した運行管理者又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）第 18 条第 3 項に規定する補助者（以下「補助者」という。）による対面点呼を実施すること。

（イ）　「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 13 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）第 7 条　点呼等１．（５）に示された方法によるＩＴ点呼を実施すること（配車元営業所が、同（３）のＧマーク営業所である場合に限る。）。

（ウ）　（ア）又は（イ）のいずれも困難な場合については、配車元営業所の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）との電話その他の方法による点呼を実施する都度（輸送安全規則第 7 条第 3 項の規定による点呼を除く。）、他の自動車運送事業者に属する者（補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに係る業務を行うことについて、申し合わせがなされている事業者に属する者に限る。）により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。

（３）法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。
（４）配車車両についての運行管理及び車両管理に関する業務の実施状況を被災地拠点から、随時、報告させるとともに法令に基づき必要となる配車車両に係る記録の保存等の業務を実施すること。
（注）配車車両がディジタル式運行記録計を備えている場合（アナログ式運行記録計を併せて備えている場合を除く。）、同記録計に対応する解析システム（解析ソフトウェア、読取装置、解析装置、電子ファイル保存装置等）を被災地拠点に備え置くか、又は、随時、同記録計による記録を電子媒体により配車元営業所へ送付する必要がある。
（５）上記（２）～（４）に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。

４．特例措置の適用を受けようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。
（１）被災地拠点毎に届出すること。
（２）届出書は、別添様式１によること。
（３）届出書には、以下の書面を添付すること。
（ア）車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式２）
（イ）３．（２）（ウ）の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書（別添様式３）
（４）届出書の提出部数は、3 部（配車元営業所と被災地拠点が同一県内の場合は 2 部）とする。

５．届出書の処理は次のとおりとする。
（１）前項の届出書を受理した運輸支局等は、受理印を押印のうえ、届出者の控として 1 部を返付するとともに、被災地拠点を管轄する運輸支局に 1 部を送付すること。
（２）届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること。

６．配車元営業所を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。
（１）届出書の受理にあたっては、２．及び３．各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、必要に応じ地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。
（２）地方実施機関からの通報等により、２．及び３．各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、必要に応じ、貨物自動車運送事業

法第 60 条第 1 項に基づき報告徴収を行うこと。

（３）監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

７．本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。

８．本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらないものであることに鑑み、システム台帳への入力は不要である。

９．本通達による取扱いは、発出の日から 1 年間とする。

技保
第 115 号
23. 9. 13
北陸信越運輸局

国自安第１９号
国自情第４１号
国自貨第２１号
国自整第４６号
平成２３年９月１３日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について

東日本大震災における甚大な被害、その後の復旧・復興事業に際し、被災地域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成 23 年政令第 127 号）第 1 条に規定する特定被災地方公共団体の地域をいう。以下同じ。）における貨物の輸送需要は著しく大きいものとなっている。現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を 144 時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、被災地域における業務を中断せざるを得なくなることから同告示の特例措置の創設が強く要望されているところである。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ被災地域の一刻も早い復旧・復興を実現するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

１．貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、配車元営業所に配置する車両等を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示中「一の運行」の適用において当該被災地拠点を運転者の所属する営業所とみなす。

なお、配車元営業所を出発してから同営業所へ帰着するまでの期間が 144 時間を超えない場合はこの限りでない。

２．輸送の安全確保及び事業の適正遂行のため、前項のみなし規定（以下「特例措置」という。）の適用を受ける場合、被災地拠点は、次の各号をいずれも満たすこと。

（１）勤務を終了した運転者が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。

（２）事業活動を行う車両（以下「配車車両」という。）を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。

（３）３．（２）による点呼が確実に履行される体制を整備すること。

３．特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。

（１）配車車両に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元営業所が負うこと。

（２）配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施すること。

（ア）　被災地拠点に配置した運行管理者又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）第 18 条第 3 項に規定する補助者（以下「補助者」という。）による対面点呼を実施すること。

（イ）　「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 13 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）第 7 条　点呼等１．（５）に示された方法によるＩＴ点呼を実施すること（配車元営業所が、同（３）のＧマーク営業所である場合に限る。）。

（ウ）　（ア）又は（イ）のいずれも困難な場合については、配車元営業所の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）との電話その他の方法による点呼を実施する都度（輸送安全規則第 7 条第 3 項の規定による点呼を除く。）、他の自動車運送事業者に属する者（補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに係る業務を行うことについて、申し合わせがなされている事業者に属する者に限る。）により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。

（３）法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。
（４）配車車両についての運行管理及び車両管理に関する業務の実施状況を被災地拠点から、随時、報告させるとともに法令に基づき必要となる配車車両に係る記録の保存等の業務を実施すること。
（注）配車車両がディジタル式運行記録計を備えている場合（アナログ式運行記録計を併せて備えている場合を除く。）、同記録計に対応する解析システム（解析ソフトウェア、読取装置、解析装置、電子ファイル保存装置等）を被災地拠点に備え置くか、又は、随時、同記録計による記録を電子媒体により配車元営業所へ送付する必要がある。
（５）上記（２）～（４）に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。

４．特例措置の適用を受けようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。
（１）被災地拠点毎に届出すること。
（２）届出書は、別添様式１によること。
（３）届出書には、以下の書面を添付すること。
（ア）車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式２）
（イ）３．（２）（ウ）の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書（別添様式３）
（４）届出書の提出部数は、3 部（配車元営業所と被災地拠点が同一県内の場合は 2 部）とする。

５．届出書の処理は次のとおりとする。
（１）前項の届出書を受理した運輸支局等は、受理印を押印のうえ、届出者の控として 1 部を返付するとともに、被災地拠点を管轄する運輸支局に 1 部を送付すること。
（２）届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること。

６．配車元営業所を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。
（１）届出書の受理にあたっては、２．及び３．各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、必要に応じ地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。
（２）地方実施機関からの通報等により、２．及び３．各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、必要に応じ、貨物自動車運送事業

法第 60 条第 1 項に基づき報告徴収を行うこと。

（３）監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

７．本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。

８．本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらないものであることに鑑み、システム台帳への入力は不要である。

９．本通達による取扱いは、発出の日から 1 年間とする。